

都市計画税

概要

都市計画税は、市町村が都市計画事業の費用に充てるために、目的税として課税するので、毎年1月1日（賦課期日）に都市計画法による市街化区域内に土地や家屋を所有する方に固定資産税と併せて納めていただく税金です。

都市計画税は、原則として固定資産税の価格（評価額）を課税標準額として課税されるものですが、土地については、地方税法により固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例（特例率は固定資産税と異なります。）や負担調整措置（32ページ参照）がとられています。

納期は、4月、7月、12月、翌年2月の4回に分かれています。固定資産税と併せて課税されますので、各納期までに納めていただくことになっています。

1 税額の計算方法

固定資産を総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価額を決定し、この評価額を基に課税標準額を算出します。税額については、この課税標準額に税率を乗じて算出します。



課税標準額 × 税率 = 税額

2 税 率

都市計画税の税率は、0.3%です。

3 免 税 点

固定資産税が免税点未満の場合には、都市計画税は課税されません。